

# お亡くなりになった方の手続きについて

このたびの大切な方のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

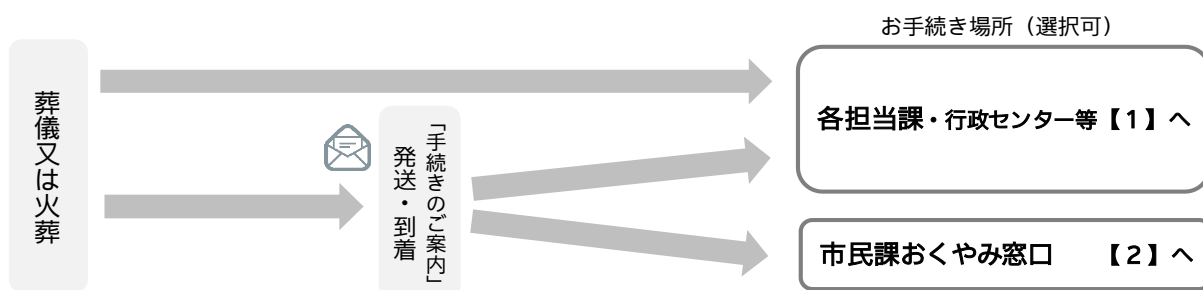
ご遺族の方におかれましては、相続のほかさまざまな手続きが生じてくるものと存じます。

郡山市では、市役所に申請・届出いただく手続きについて、ご遺族のご負担を軽減し、スムーズに進められるよう支援をしております。

市役所への必要な手続きにつきましては、死亡届の届出人の方へ、ご葬儀後 1 週間を目安に「手続きのご案内」を別途発送いたします。（内容はお亡くなりになった方により異なります。）

案内文が郵送されるまでの間に、手続きがお済みの場合は行き違いとなりますのでご容赦ください。  
なお、該当する手続きがない場合は、案内を省略させていただきます。

## お手続きの流れ



### 【1】各担当課・行政センター等を利用する場合

・「手続きのご案内」到着前でも、お手続きが可能です。詳しくは各担当課または行政センター等へお問合せください。（ご利用日によっては、一部の手続きができない場合があります。）

### 【2】市民課おくやみ窓口を利用する場合（要予約）

- ・「手続きのご案内」到着後、案内文のお問合せ番号をご確認の上、市民課おくやみ担当までお電話ください。（予約日については、ご希望に添えない場合もあります。）
- ・予約時に確認のため、亡くなられた方及びお越しになる方のお名前、ご住所、生年月日などをお伺いします。

※該当する手続きの種類や内容によっては、より早く手続きできる場所や方法をご案内することがあります。

### 各行政センター等の連絡先

富田行政センター … 951-7200	湖南行政センター … 983-2111
大槻行政センター … 951-1510	月形連絡所 … 982-2112
安積行政センター … 945-0331	熱海行政センター … 984-3101
三穂田行政センター … 954-2111	田村行政センター … 955-3101
逢瀬行政センター … 957-3000	高瀬連絡所 … 955-3115
河内連絡所 … 957-3305	二瀬連絡所 … 975-2131
片平行政センター … 951-5080	西田行政センター … 972-2111
喜久田行政センター … 959-2003	中田行政センター … 973-2111
日和田行政センター … 958-2111	郡山市民サービスセンター … 922-5544
富久山行政センター … 932-6080	緑ヶ丘市民サービスセンター … 941-3711

手続きの案内文・流れに関する問合せ

郡山市民部市民課おくやみ担当（電話 024-924-2131）

おくやみ窓口を利用する場合と利用しない場合の違い

	おくやみ窓口を利用する	おくやみ窓口を利用しない	
		行政センター等を利用	各担当課を利用
当日の所要時間	30分～60分程度	60分程度 (事前にご連絡いただきますとスムーズに手続きができます。)	各担当課にお問合せください。
受付場所	郡山市役所西庁舎 1階 市民課	行政センター 連絡所 市民サービスセンター	別紙「親族の方が亡くなったときの手続」に記載の各担当課
受付可能な手続き	「親族の方が亡くなったときの手続」のうち ①住民票の世帯主変更 ②国民健康保険証の手続き ③国民健康保険税の還付 ④後期高齢者医療保険に関する手続き ⑤介護保険証等の返還の手続きが可能です。 (※)	「親族の方が亡くなったときの手続」の各窓口欄に「○」の表示がある手続きが可能です。(※)	「親族の方が亡くなったときの手続」に記載の各担当課のそれぞれの手続きが可能です。
手続きのタイミング	<u>ご葬儀から約1週間後にお送りする案内文をもとに予約が必要です。</u>	死亡届の提出以後いつでもお受けいたします。 ※葬祭費の請求は、 <u>ご葬儀の終了後の受付</u> となります。その他時間を要するものは、各担当課にお問い合わせください。	

(※) 手続き内容によっては、担当課へご案内する場合や、ご案内以外の手続きが別途必要となる場合がございます。あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

案内文が郵送されるまでの間に、手続きがお済みの場合は行き違いとなりますのでご容赦ください。

(次の場合は案内文を送付しません)

- ① 届出人が親族でない場合
- ② お亡くなりになった方の住民登録が当市にない場合
- ③ お亡くなりになった方の住民登録が当市だが、死亡届出先が当市でない場合

(個人情報の取扱いについて)

下記の情報について、必要な手続きを確認し、ご案内するため、関係課と情報を共有させていただきます。

- ・お亡くなりになった方の氏名、住所、生年月日、性別及び死亡年月日
- ・死亡届に記載された届出人の方の氏名、住所及び連絡先
- ・お亡くなりになった方との関係

# 親族の方が亡くなったときの手続

# 死 亡



おくやみ

親族の方が亡くなったときの主な手続のご案内です。  
 住所が郡山市以外の方は住所地へお問合せください。  
 ◎の記載がある制度については、ご葬儀の約1週間後に、該当の有無を郵便でご案内いたします。

	各制度など	手続内容 (□必要なもの)	窓 口				
			担当課	行政 センター	郡山市民 サービスセンター 火～金曜日 10時～ 17時15分 左記以外 ※月曜休館	緑ヶ丘 市民 サービス センター	
※「△」は、死亡届が受理済みの方は手続きできます。							
住 民 票	<input type="checkbox"/> 住民票の世帯主変更 ◎	●世帯主変更の手続きをしてください □届出人の本人確認書類 (運転免許証など)  ※次の場合は、世帯主変更の手続きは不要です。 ・死亡者が世帯主ではなかった場合 ・死亡者が単身世帯だった場合 ・死亡者が2人世帯だった場合⇒残った方が世帯主となります。 ・死亡者以外に15歳以上の方が1人しかいない場合⇒その方が世帯主となります。	市民課 (西庁舎1階) 024-924-2131	○	○	×	○
	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 ◎	●保険証をお返しく下さい □保険証 (70～74歳の方は高齢受給者証も) □マイナンバーが確認できるもの ※世帯主の方が亡くなった時は、同じ世帯だった加入者全員の保険証を差し替える必要があります。世帯主変更が必要な方は、併せてお手続きしてください。 ※限度額の認定証などもお返しく下さい		○	○	△	○
国 保	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療 ◎	●保険証をお返しく下さい □後期高齢者医療の保険証 ※限度額の認定証などもお返しく下さい ●申立・誓約書を提出してください □相続人の預金通帳 □相続人と確認できる書類 (戸籍謄抄本、公正証書) □本人確認書類 □代理人申請の場合、代理人の本人確認書類	国民健康保険課 024-924-2141  (後期高齢者医療) 後期高齢者医療係 024-924-2146  (西庁舎1階)	○	○	△	○
	<input type="checkbox"/> 葬祭費の請求 ◎ (葬祭日の翌日から2年以内)	●葬祭費の請求手続をしてください □喪主 (葬祭執行者) の預金通帳 □喪主の本人確認書類 □喪主 (葬祭執行者) を確認できるもの (会葬礼状など) □代理人申請の場合、代理人の本人確認書類	※手続きができる方に制限がありますので、あらかじめお問合せ下さい。	○	○	○	○
年 金	<input type="checkbox"/> 国民年金	●給付手続がありますので担当課へお問合せください		○	×	×	×
	<input type="checkbox"/> 厚生年金など	●給付手続がありますので、それぞれの年金支給者へお問合せください	郡山年金事務所 024-932-3434 〒963-8545 郡山市桑野1-3-7 ※共済年金等は、その年金の支給団体へ				
障 が い 福 祉	<input type="checkbox"/> 各種障がいなどの手帳	●手帳をお返しく下さい □マイナンバーカード (個人番号カード) または通知カード+本人確認書類 ※精神障害者保健福祉手帳は保健所保健・感染症課、療育手帳は障がい福祉課が窓口となります	(身体・知的障がい) 障がい福祉課 024-924-2381	○ ※身体障害者手帳のみ	×	×	×
	<input type="checkbox"/> 重度心身障がい者医療費助成	●受給者証をお返しく下さい ●口座変更の手続きをしてください □受給者証 □変更先の預金通帳 □マイナンバーカード (個人番号カード) または通知カード+本人確認書類	(精神障がい) 保健所 保健・感染症課 024-924-2163	○ ※精神障がい以外は除く	×	×	×
	<input type="checkbox"/> 各種障がい者 (児) 手当	●担当課へお問合せください	(身体・知的障がい) 障がい福祉課 (本庁舎1階) 024-924-2381	/			
	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証	●受給者証をお返しく下さい		/			
	<input type="checkbox"/> 指定難病医療費受給者証	●受給者証をお返しく下さい □印鑑	(精神障がい) 保健所 保健・感染症課 024-924-2163	×	×	×	×
	<input type="checkbox"/> 自立支援医療	●受給者証をお返しく下さい		×	×	×	×

	各制度など	手続内容 (□必要なもの)	窓 口				
			担当課	行政 センター	郡山市民 サービスセンター 火～金曜日 10時～ 17時15分	緑ヶ丘 市民 サービス センター 左記以外 ※月曜休館	
介護	<input type="checkbox"/> 介護保険 (介護保険証をお持ちの方)	●介護保険証等をお返しください □介護保険証の返還、保険料の手続き □介護認定を受けている方は、負担割合証、負担限度額認定証等(該当する方のみ)の返還	介護保険課 (本庁舎1階) 024-924-3021	○	○	△	○
住宅	<input type="checkbox"/> 市営住宅に関すること	●担当課へお問合せください	住宅政策課 (本庁舎3階) 024-924-2631	/			
こども	<input type="checkbox"/> 児童手当	●喪失の手続をしてください ※公務員の方は職場で手続をしてください	こども家庭未来課 給付係 (二コニコ こども館2階) 024-924-2411	○	×	×	×
	<input type="checkbox"/> こども医療費助成	●こども死亡：受給資格者証をお返しください ●受給者死亡：変更の手続をしてください □受給資格者証 □こどもの新しい健康保険証 □新しい保護者(保険の扶養者)名義の預金通帳 □新しい保護者のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード □本人確認書類		○	×	×	×
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	●担当課へお問合せください		○	×	×	×
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費助成	●担当課へお問合せください		○	×	×	×
市税等	<input type="checkbox"/> 原付・小型特殊自動車	●担当課へお問合せください	市民税課 (西庁舎2階) 024-924-2081	/			
	《その他の車種にかかるお問合せ》 ①普通自動車 二輪の小型自動車(250ccを超えるバイク) 二輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下のバイク) ②三輪以上の軽自動車		①東北運輸局福島運輸支局 福島市吉倉 050-5540-2015 ②軽自動車検査協会コールセンター 福島市吉倉 050-3816-1837				
	<input type="checkbox"/> 固定資産税	●担当課へお問合せください	資産税課 (西庁舎2階) 024-924-2091	○	×	×	×
	<input type="checkbox"/> 口座振替 (亡くなった方の口座名義で口座振替登録をしている方で、振替口座の変更をする場合)	●金融機関または右記の窓口で手続をしてください □納税通知書 □預貯金通帳 □印鑑(通帳印)	収納課 (西庁舎2階) 024-924-2101	○	○	○	○
その他	<input type="checkbox"/> 飼い犬	●飼い主の変更の手続をしてください	保健所 生活衛生課 024-924-2157	×	×	×	×
	<input type="checkbox"/> 水道 (亡くなった方が単身世帯の場合)	●担当課へお問合せください	上下水道局 お客様サービス センター 024-932-7641	/			
	<input type="checkbox"/> 土地・建物の相続登記	●担当課へお問合せください	福島地方務務局郡山支局	024-962-4505			
	<input type="checkbox"/> 未登記家屋の名義変更	●担当課へお問合せください	資産税課 (西庁舎2階) 024-924-2091	×	×	×	×
	<input type="checkbox"/> 空家の利活用に関すること	●市と協定を締結し、空家の利活用に関する相談や空家バンクの運営を行っています	NPO法人こおりやま空家バンク 住宅政策課(本庁舎3階)	024-926-0032 024-924-2631			
	<input type="checkbox"/> 空家の譲渡に係る3,000万円特別控除	●相続から3年が経過する年の12月31日までに家屋及び敷地を譲渡した場合に特別控除が適用になる場合があります	住宅政策課(本庁舎3階) (家屋等確認書の発行) (制度の詳細は管轄の税務署)	024-924-2631			
	<input type="checkbox"/> ごみ	●遺品整理に伴う一時的な多量ごみは、クリーンセンターに自己搬入(手続をすると無料となるものもあります)するか一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼してください	3R推進課 (本庁舎1階) 024-924-2181	○	×	×	×

●次のカード等は、死亡届が受理された時点で失効していますので、窓口へ返納いただくか、はさみを入れて処分していただいても結構です。なお、マイナンバーは相続などの手続きで求められる場合がありますので、諸手続きが済むまではお手元に保管しておくことをおすすめします。

- ・印鑑登録証
- ・マイナンバー(個人番号)カード(顔写真付きのもの)
- ・マイナンバー(個人番号)通知カード(顔写真のない紙製のもの)
- ・住民基本台帳カード